

組合員各位

広島ゆたか農業協同組合

令和6年7月1日

## 「組合員資格」のご確認のお願いについて

日頃より、当JAをご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、当JAに出資されている組合員の皆様で、**組合員資格の変更**や  
相続等による**名義、住所、電話番号等の変更**があった場合には、お手  
数ですが**変更手続きが必要**となりますのでお願いいたします。

また、ご家族やご親族の中で該当される方がおられましたら、当JA  
へご連絡をお願いいたします。

① 正組合員から准組合員へ資格変更が必要となる方

1. 耕作面積に変更があり、耕作面積が5アール未満となった方
2. 1年のうち90日以上農業に従事しなくなった方

② 准組合員から正組合員へ資格変更が必要となる方

1. 耕作面積に変更があり、耕作面積が5アール以上になった方
2. 1年のうち90日以上農業に従事するようになった方

③ 組合員本人の死亡の場合

1. 相続による名義変更、又は、脱退手続きが必要になります。  
(その他当JAでご利用頂いている、貯金・共済・購買・販売などの名義変更も必要となる場合があります。)

④ その他、変更があった場合

1. 改姓などによって氏名の変更をされた方
2. 住所を変更された方
3. 電話番号を変更された方

※上記の項目以外でも、ご不明な点がございましたらご相談下さい。